4　漁協系統組織の役割発揮・再編整備等

⑴　漁業者の所得向上に向けた浜プラン等における漁協の役割の発揮

漁業者の減少等が進む中、地域における資源管理等の取組や、漁業者が主体的に課題解決を図る浜プラン等の取組を進める上で、漁業者をサポートする漁協に期待される役割は大きい。漁協が今後とも漁業者の生産活動を支え、その期待に応えていけるようにするため、こうした浜プラン等の企画・策定、実行など全てのプロセスにおいて漁協による漁業者のサポートを推進する。

⑵　漁協系統組織の経営・事業基盤強化

漁業経営体数の減少により、漁協の組合員も減少している中で、⑴のような役割を含め、漁協系統組織がその役割を十全に発揮するために経営・事業基盤の強化が必要となっている。

漁協系統組織では、過去に多額の繰越欠損金が発生していたため、平成20年度から本格的に、欠損金解消に向け、欠損金見合いの借換資金と信用保証保険制度等によるリスク連鎖の遮断や、信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）の漁協向けの貸倒引当金の積増し等に対する資本注入等を通じた、県域ごとの漁協系統組織が主体となった取組を漁協合併と共に推進してきた。これにより、漁協全体で平成18年度に450億円超あった繰越欠損金は半分以下に減少している。また、信用事業については、一県一信用事業責任体制を構築・推進してきた結果、多くの漁協が信漁連に譲渡し、一部の県一漁協や信漁連との再預け転貸方式を除き、漁協では信用事業を実施していない。

引き続き、都道府県域ごとの実情に応じた広域での漁協合併、信用事業の健全性強化、繰越欠損金の解消など、漁協系統組織の経営・事業基盤強化の改革を促進する。

⑶　漁協系統組織における人材育成及び女性・青年の活躍

漁業者の所得向上に向けて、販売事業の強化や浜プランの着実な実行等が漁協に求められており、多様な人材の登用・活用が必要となっている。そのため、漁協の役職員の人材育成に取り組む体制を強化するとともに、漁協の事業運営において女性・青年の活躍を促す。

⑷　漁協系統組織におけるコンプライアンスの確保

漁協によるコンプライアンスの確保に向けた自主的な取組を促進し、必要な場合には法律に基づく指導・監督を適時適切に国や地方公共団体が実施する。

5　融資・信用保証、漁業保険制度等の経営支援の的確な実施

漁業関係制度資金や漁業信用保証保険制度は、資金の円滑な融通を通じて漁業者等の経営にとって極めて重要な役割を果たしていることから、引き続き、漁業者等の資金の借入れや信用保証に係る負担軽減等を推進する。

また、漁船保険制度及び漁業共済制度は、自然環境に左右されやすい漁業の再生産を確保し、漁業経営の安定を図る役割を果たしていることから、漁業者ニーズへの対応や国による再保険の適切な運用等を通じて、両制度の安定的な運営を確保する。

Ⅲ　東日本大震災からの復興

1　着実な復旧・復興

東日本大震災により被災した水産関係施設の復旧・復興は、集中復興期間（平成23年度～平成27年度）において、相当程度進展したところであるが、復興・創生期間（平成28年度～平成32年度）においては、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指す。

漁港・漁場・養殖施設については、平成30年度までの復旧完了を目指すとともに、復興施策として、流通・加工機能の強化やがれき処理等による漁場の生産力向上等を図るための支援を実施する。

海岸対策については、設計津波の水位の設定等を踏まえ、漁村地域における丁寧な調整を行った上で、８割を超える地区において防潮堤等の工事に着手しており、引き続き、背後の土地利用等の地元調整や合意形成がなされたところから順次復旧・復興を進め、平成32年度までの完了を目指す。

漁業集落の復興まちづくりについては、高台移転等により、災害に強い漁村づくりを推進する。住宅用地・水産関係用地の地盤嵩上げや造成などの生活基盤や防災・安全のための施設を整備し、平成32年度までの計画地区での完了を目指す。これらの施策等を通じて、災害に強い漁業地域づくりを図る。

また、震災後の環境への対応や共同化による生産の早期再開のための漁業・養殖業を継続できる経営体の効率的・効果的な育成や体質強化、漁業就業者の廃業や離職を防止するための支援や新規就業者の確保・育成、サケ・マス、ヒラメ、アワビなどの栽培漁業対象種の種苗生産における被災前の生産水準への回復を引き続き図っていく。さらに、こうした取組に必要な漁船や漁具の取得等に必要な資金の円滑な融通を図るため、引き続き金融面での支援を併せて実施する。水産加工業においては、失われた販路・売上の回復のため、水産加工・流通の専門家による個別指導やセミナー等の開催、被災地の水産加工業者等が行う販路の回復・新規開拓等の取組に必要な加工機器の整備等への支援を実施する。

2　原発事故の影響の克服

⑴　安全な水産物の供給と操業再開に向けた支援

原発事故により、福島県を中心に出荷制限や操業自粛を余儀なくされていることから、関係都道府県や業界団体と連携した水産物の放射性物質モニタリングや水生生物中の放射性物質の挙動とその要因の解明等の必要な調査・研究を実施し、これらの知見を基に科学的・客観的な根拠に基づく出荷制限の解除を着実に進める。

特に福島県では、本格的な操業の再開に向けた基礎情報を得るための試験操業・販売が行われているが、出荷制限魚種の解除が進み、試験操業の漁業種類・対象魚種・操業海域の拡大が図られてきた。引き続き、地元の協議会等における検討に参画し、連携して本格的な操業再開に向けた支援を実施する。

さらに、原発事故特有の研究課題を解決するため、福島県水産試験研究拠点整備のための支援を実施する。また、東京電力株式会社による賠償についても、引き続き、水産関係者に適切にかつ円滑に支払われるよう関係府省等に対して必要な働き掛けを行う。

⑵　風評被害の払拭

いまだに根強く残る風評被害の払拭に向けて、水産物の信頼確保のため、関係都道府県や業界団体と連携した放射性物質調査を実施するとともに、調査の結果やＱ＆Ａを日本語及び英語でホームページに掲載し、正確で分かりやすい情報提供を引き続き行うとともに、「水産物の放射性物質の検査に係る報告書」、一般消費者向けのなじみやすいパンフレット（「放射能と魚のＱ＆Ａ」）などの資料を用いて、消費者、加工・流通業者など様々な関係者に対して、引き続き説明会等を実施する。

さらに、福島県水産物の競争力強化など、風評の払拭に向けて、生産から流通・販売に至る総合的な支援を行う。

⑶　原発事故による諸外国・地域の輸入規制の撤廃・緩和

原発事故に伴い諸外国・地域において講じられている放射性物質関係の輸入規制に対しては、様々な機会を捉えて、撤廃・緩和を求めてきたところであり、その結果、我が国水産物に対して何らかの規制を設けている国・地域の数は、事故後の53から33にまで減少するなど、諸外国・地域の輸入規制の撤廃・緩和が進められている。

一方で、こうした輸入規制を維持している国・地域の中には、我が国水産物の主要な輸出先である香港、中国、台湾、韓国等も含まれており、これらの国・地域のうち香港、台湾等に関しては既に震災前の輸出水準を超えているものの、韓国に関しては震災前の輸出水準まで回復しておらず、これらの国・地域に対しては、引き続き科学的な根拠に基づき、輸入規制の撤廃・緩和を粘り強く働き掛けていく。